

中津川市監査委員公告第6号

平成30年1月26日付けで中津川市在住 A氏から請求のあった、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年3月1日

中津川市監査委員 鷹見 幸久
中津川市監査委員 櫛松 直子

第1 請求書の受理

本件請求は、平成30年1月26日に提出された。請求は、法の所定の形式要件を具備しているものと認め、平成30年2月6日付けでこれを受理した。

請求人から提出された事実証明書

- ・支出命令兼支出負担行為決議書の写し
- ・各分団支給額明細の写し
- ・平成28年度消防団手当(3/4期分)中津川市消防団の写し
- ・民法第十節（委任）に関する条文の写し
- ・中津川市消防団条例別表の手当に関する運用基準等の写し
- ・中津川市消防団規則の写し
- ・委任状の写し
- ・出勤記録簿に対する請求人のメモ
- ・出勤記録簿等の写し

第2 請求の趣旨

中津川市職員措置請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書面及び陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように解した。

中津川市は、平成29年1月27日に起票した支出命令書により、消防団員報酬の3/4期分（10月～12月分）として15,183,651円の支払いをし、その内の5,412,000円を出動、訓練、警戒手当（以下、「出動手当」という。）として支払っている。

中津川市消防団条例（以下、「消防団条例」という。）第17条及び中津川市消防団条例別表の手当てに関する運用基準（以下、「運用基準」という）によると消防団員の出動手当は、1日1,100円、半日（4時間未満の訓練、警戒）550円となっている。3/4期分の支出命令書の出動手当の積算根拠を示す添付資料（消防本部警防課消防団係作成）では、『1,100円×3回×1,640名＝5,412,000円』と積算され、全団員に一律で3日分3,300円の支払いをしている。

しかしながら、各分団の出勤記録簿から出動手当を算出すると、結果的に中津分団226,600円未払い、苗木分団20,350円未払い、坂本分団33,550円過払い、落合分団151,250円過払い、阿木分団224,950円未払い、神坂分団19,800円過払い、山口分団71,500円過払い、坂下分団22,550円過払い、川上分団104,500円過払い、加子母分団74,800円過払い、付知分団196,350円過払い、福岡分団143,000円過払い、蛭川分団20,900円未払いで合計324,500円を中津川市が払い過ぎている。過払いの理由としては、出勤日数3日未満の団員、0日の団員にも一律3,300円の支払いがされていることである。中津川市消防団または消防団員は、過払いとなっている分を中津川市に対して返金すること

を求める。

第3 監査の実施

監査に当たっては、関係調書の収集及び事実関係の調査を行ったほか、監査対象部局からその内容について説明を聴取した。

1 監査対象部局

消防団関連業務を所管する消防本部警防課

2 監査対象事項

平成28年度3/4期分の消防団員の出勤手当の支払いについて、市が消防団員に払い過ぎているという事実があるかどうかを監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年2月16日に請求の要旨に係る補足事項について、請求人から陳述を受けた。

また、2月16日に新たな証拠書類の提出があった。

請求人から提出された証拠の書類

- ・公文書不在通知書2通（中消警第344、346号）の写し
- ・情報公開請求の取り下げ及び回答について

4 関係職員からの事情聴取及び証拠の提出

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、消防本部警防課に対し関係書類の提出を求め、平成30年2月16日に関係職員として消防本部警防課長及び警防課主査から事情聴取をした。中津川市長から弁明書、証拠書類及び関係書類の提出があった。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

請求人は3/4期分として消防団員に支払われた出勤手当は、消防団条例第17条及び運用基準に則っておらず、消防団員に一律で3,300円（3日分）の出勤手当を支払っているのは違法又は不当な支出であり、活動分以上の出勤手当を受けた消防団員に対して返還請求すべきである、と主張している。

これは、3/4期分の出勤記録簿を捉えて主張しているものであり、8月2日付け及び10月20日付けの住民監査請求に対する監査結果の理由でも述べたとおり、市が支払うべき出勤手当は、消防団員全体としてかつ1年間に亘っての活動結果に応じて算出した金額であり、限られた期間の消防団活動の少

ない団員のみを論ずるものではない。

したがって、住民監査請求の要件である「財務会計上の行為が中津川市に財産的な損害の発生を与えている」ことは認められず、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により主文のとおり本件請求を棄却する。

なお、本件とあわせて過去 2 回の住民監査請求は、同様の視点によるものである。この先、請求内容に特段の差異が認められない住民監査請求については、既に結論を示しているものに対する請求として、不受理の対象となる可能性があることをご理解されたい。